

アスロニア・トライアスロン・アカデミー（ATA）会員 規約

【定 義】

第1条 本会則によって定める条項は各施設で開催している「アスロニア・トライアスロン・アカデミー（ATA）（以下、本スクールという）」スクールに適用されるものとする。

【目 的】

第2条 本スクールは本会則に則り、本スクール会員が各施設で開催される本スクールに参加し、技術力の向上、心身の育成、健康維持、健康増進および会員相互の親睦並びにトライアスロンの振興を図ることを目的とする。

【管理運営】

第3条 本スクールの運営・管理（会員資格の得喪変更、会費・諸費用の收受、会員規約の制定・改廃等の決定手続きを含む）は一部を除き株式会社アスロニアが行う。

【会員制度】

第4条 本スクールは会員制とする。

1. 本スクールに入会しようとする者は、本会則を承認し本会則に基づく書契約を会社と締結しなくてはならない。
2. 本スクール会員は同一施設内でも本スクールサービス外の利用は別に定める。

【入会資格】

第5条 本スクールの入会資格は以下の通りとする。

1. 本スクールの入会資格は、次の項目全てを満たすこととします。
 - (1) 各会員種別において別途定める資格を満たすこと。
 - (2) 本スクールの利用に堪え得る健康状態であることを本スクールに申告いただくこと。
 - (3) 本会則に同意いただくこと。
 - (4) 暴力団関係者でないこと。
 - (5) 過去に本スクールより本会則に基づく契約を解約されていないこと。ただし、解約された方であっても、解約の原因が解消された場合等で、本スクールが検討した結果、再入会資格を認める事がある。
2. 会員は、本スクールに対し、現在のみならず将来にわたって、自らが以下の各号に定める暴力団等の反社会的勢力（以下「反社会的勢力等」という。）に該当しないことを保証する。
 - (1) 暴力団
 - (2) 暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含む
 - (3) 暴力団員準構成員
 - (4) 暴力団関係企業の役員、従業員または株主若しくは実質的支配者等の関係者
 - (5) その他前各号に準ずるもの

3. 会員は、本スクールに対し、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを保証する。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計または威力を用いて本スクールの信用を毀損し、または本スクール業務を妨害する行為

(5) その他前各号に準ずる行為

【入会手続き】

第6条 本スクールは、各施設によって入会手続きが異なるため、施設側の入会手続きに準ずることとする。

各施設によって入会時に諸費用が発生する。

【会費等の支払】

第7条 会員は、各施設によって会費等の支払方法が異なる為、各施設側に準ず、支払いに応じるものとする。会費の支払いが滞った場合、各施設側の対応に準ずることとする。

【メンバーの種類及び指導日時】

第8条 本スクールの会員種類及び各要件は別に定める通りとする。また、会員は別に定められた曜日・時間に指導を受けるものとする。

【指導内容】

第9条 本スクールは、各コースに応じた指導要綱及び細目を設定する。指導要綱及び細目に基づく個別的、具体的指導方法はインストラクターが決定する。

【会員たる地位の相続・譲渡】

第10条 本スクールの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできない。

【会員以外のスクール利用】

第11条 本スクールは、会員以外の参加も認めることとする。その場合は、別途定められた通りに従うこととする。

【諸規則の遵守】

第12条 会員は、本スクールだけでなく各施設の会則にも従うこととする。

【休会及び退会・コース変更】

第13条 休会及び退会・コース変更は、別途定める諸規定に従って届け出しなければならないものとする。

【損害賠償責任免責】

第 14 条 会員の責に帰する事由により会員が受けた損害に対して、会社はその損害賠償の責を負わない。

1. 本スクール内で発生した盗難、傷害その他の事故については、それが会社の責に帰すべき事由による場合を除き、会社は責任を負わないものとする。
2. 会員間の生じたトラブルについては当事会員間にて解消するものとし、会社は一切その責を負わないものとする。

【会員等の損害賠償責任】

第 15 条 会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた場合、その会員が賠償の責を負うものとする。

【会則の改正】

第 16 条 原則として本スクールは 1 カ月前までに会員に告知または通知することにより、本会則を改正することができ、改正した本会則等の効力は、全会員に及ぶものとする。

【告知方法】

第 17 条 本会則における会員への告知方法は、会社ホームページ及び SNS に掲載する。